第6号様式(第8条、第33条関係)

(表)

## 県営住宅入居(及び駐車場使用)請け書

年 月 日

(FI)

小千谷市長 様

入居者 住 所 氏 名

保証人 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

入居者との関係

勤務先

勤務先住所

電話番号 自 宅

勤務先

年 月 日付け 第 号(及び 年 月 日付け 第 号) で下記の県営住宅の入居(及び駐車場使用)の決定を受けましたが、当該住宅を賃借するについては、別記(裏)1から6までの事項その他新潟県営住宅条例及び新潟県営住宅条例施行規則の規定を遵守し、貴職の指示に違背しないことを誓約します。

また、保証人は、入居者が家賃(及び駐車場使用料)を滞納したとき又は入居者の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務(入居に係る極度額 円)を負うことを承諾します。

なお、同居の親族が入居(又は駐車場使用)の承継をした場合にも、入居(又は駐車場使用)承継者が負う債務について保証します。

ついては、新潟県営住宅条例第 12 条第 1 項又は第 52 条において準用する第 12 条第 1 項(及び第 55 条第 1 項)の規定により、保証人と連署のうえ本書を提出します。

記

所右	E地		市			
住	宅	県営	住宅第	号室	駐車場	番区画

## 添付書類

- 1 入居決定者及び保証人の印鑑証明書
- 2 保証人の住民票の写し
- 3 保証人の収入額を証する書類

## 別記

- 1 入居者は、家賃を毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までにその月分を納付します。
- 2 入居者は、毎年度、別に定める期日までに、収入を申告します。
- 3 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を受けます。
  - (1) 保証人を変更しようとするとき。
  - (2) 入居の際に同居した親族以外の者を同居させるとき。
  - (3) 県営住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとするとき。
  - (4) 県営住宅の模様替え若しくは増築をし、又は県営住宅の敷地内に工作物を設置しようとするとき。
- 4 入居者は、次の事由が生じたときは、知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)に 届け出ます。
  - (1) 同居者に異動が生じたとき。
  - (2) 県営住宅又は共同施設を滅失させ、又は毀損したとき。
  - (3) 県営住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
  - (4) 県営住宅を明け渡そうとするとき。
- 5 入居者は、新潟県営住宅条例第 28 条第 2 項の規定により高額所得者として認定され 同条例第 32 条第 1 項の規定により明渡しを請求されたとき、又は同条例第 44 条第 1 項の規定により明渡しを請求されたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、定められた期限までに住宅を明け渡します。

(新潟県営住宅条例第44条第1項の規定により明渡し請求を受けることとなる事例)

- (1) 不正の行為によつて入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで引き続き 15 日以上県営住宅を使用しないとき。
- (5) 知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を得ずに、入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき。
- (6) 自己の責めに帰すべき理由によつて県営住宅又は共同施設を滅失させ、又は毀損した場合に、これを原形に復し、又は損害を賠償しないとき。
- (7) 県営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払わず、これらを正常な状態において維持しなかつたとき。
- (8) 知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)に届出をせずに、県営住宅を引き続き15日以上使用しなかつたとき。
- (9) 県営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- (10) 知事(新潟県住宅供給公社理事長)の承認を得ずに、県営住宅を住宅以外の用途 に使用したとき。
- (11) 知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を得ずに、県営住宅の模様替え若しくは増築をし、又は県営住宅の敷地内に工作物を設置したとき。
- (12) 入居者又は同居者が周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為を し、その是正のための知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の指示に従わな かつたとき。
- (13) 入居者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- (14) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 6 入居者は、退去する際に入居者の負担において次のことを行います。
  - (1) 入居者の責めに帰すべき理由により生じた損傷又は汚損に係る原状回復
  - (2) 畳の表替え並びにふすま及び障子の張り替え(通常の使用により生じた損耗及び 経年変化に係るものを含む。)